

特別養護老人ホーム けいあい郷緑園（特養） 料金表

2024 年 8 月 1 日

一日あたりの 1 割負担分の料金と単位数（2 割負担、3 割負担の場合はその倍数の料金となります）

※1 単位＝約 10.72 円で計算（端数処理につき誤差が生じることがあります）

1、基本報酬

＜料金＞

＜単位＞

要介護 1	719 円	670	
要介護 2	794 円	740	
要介護 3	874 円	815	
要介護 4	950 円	886	
要介護 5	1024 円	955	

2、全員へ係る加算

＜料金＞

＜単位＞

日常生活継続支援加算（Ⅱ）	50 円	46	新規入居者の割合が、要介護 4,5 の方なら 7 割以上、認知症の方なら 6.5 割以上、医療行為を必要とする方なら 1.5 割以上である場合
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）※上記いずれか	20 円	18	介護職員のうち介護福祉士を 60%以上配置した場合
夜間職員配置加算（Ⅱ）	20 円	18	規定を上回った夜勤職員を配置した場合
夜勤職員 配置加算（Ⅳ）※（Ⅱ）（Ⅳ）いずれか	23 円	21	上記（Ⅱ）の要件を満たし、かつ夜勤時間帯において看護職員または喀痰吸引等が行える介護職員を配置した場合
看護体制加算（Ⅰ）	5 円	4	常勤の看護師を 1 名以上配置した場合
看護体制加算（Ⅱ）	9 円	8	規定を上回る数の看護職員を配置し、かつ 24 時間連絡体制を確保した場合
個別機能訓練加算（Ⅰ）	13 円	12	常勤の理学療法士等を配置し、個別機能訓練計画に基づき訓練を実施した場合
個別機能訓練加算（Ⅱ）	22 円/月	20	上記（Ⅰ）を算定し、その情報を厚生労働省に提出している場合
個別機能訓練加算（Ⅲ）	22 円/月	20	上記（Ⅱ）の算定に加え、口腔衛生管理加算（Ⅱ）と栄養マネジメント強化加算を算定し、リハ口腔栄養を一体的に取り組んでいる場合
生活機能向上連携加算（Ⅰ）	108 円/月	100	外部の医療提携施設の理学療法士等から助言を受ける体制を構築し、個別機能訓練計画書を作成した場合（3 月に 1 回算定）
生活機能向上連携加算（Ⅱ）※（Ⅰ）（Ⅱ）いずれか	215 円/月	200	上記（Ⅰ）に加え、外部の理学療法士等が 3 月毎に 1 回以上訪問し助言を受けた場合（個別機能訓練加算を算定している場合は 100 単位のみ）
栄養マネジメント強化加算	12 円	11	規定を上回る管理栄養士を配置し入居者ごとの栄養ケア計画を作成、食事の観察・調整等を行い、その情報を厚生労働省に提出した場合
精神科医師定期的療養指導加算	6 円	5	認知症の診断を受けた入居者が全体の 1/3 以上おり、精神科医師による定期的な療養指導が月に 2 回以上行われる体制を確保している場合
協力医療機関連携加算（Ⅰ）	108 円/月	100	協力医療機関と病歴等の情報を共有する会議を定期的に開催し、常に相談・診療を行えるとともに緊急時に入院をできる体制を確保している場合。
協力医療機関連携加算（Ⅱ）※（Ⅰ）（Ⅱ）いずれか	6 円/月	5	協力医療機関と病歴等の情報を共有する会議を定期的に開催している場合
高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅰ）	11 円/月	10	協力医療機関等と感染症の対応を取り決めるとともに、医師会が定期的に行う院内感染対策の研修・訓練に年に 1 回以上参加している場合
高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅱ）	6 円/月	5	施設内で感染者が発生した場合の感染制御等に係る実地指導を医療機関等から 3 年に 1 回以上受けている場合
認知症チームケア推進加算（Ⅰ）	161 円/月	150	認知症の診断を受けた入居者が全体の半数以上おり、認知症介護の指導に係る研修を修了した職員を配置しチームを組んで認知症ケアを実施している場合
認知症チームケア推進加算（Ⅱ）※（Ⅰ）（Ⅱ）いずれか	129 円/月	120	認知症の診断を受けた入居者が全体の半数以上おり、認知症介護に係る研修を修了している職員を配置し、チームを組んで認知症ケアを実施している場合

認知症専門ケア加算（Ⅰ）	4 円	3	認知症介護に係る専門的な研修を修了している職員を配置し、専門的な認知症ケアを実施している場合
認知症専門ケア加算（Ⅱ）※ ※（Ⅰ）（Ⅱ）いずれか	5 円	4	認知症介護の指導に係る専門的な研修を修了している職員を配置し、認知症ケアの指導等を行い、かつ認知症ケアの研修を計画、実施している場合
生産性向上推進体制加算（Ⅰ）	108 円/月	100	利用者の安全並びに介護サービスの質の確保、職員の負担軽減に資する方策を検討する委員会を設置し、業務改善の成果が確認されている場合
生産性向上推進体制加算（Ⅱ）※（Ⅰ）（Ⅱ）いずれか	11 円/月	10	上記委員会を設置し、業務改善の効果を示すデータを提供している場合
褥瘡マネジメント加算（Ⅰ）	4 円/月	3	褥瘡発生リスクがある入居者等に対して褥瘡ケア計画を作成し、定期的な記録や評価を行うとともに、その情報を厚生労働省に提出している場合
褥瘡マネジメント加算（Ⅱ）※（Ⅰ）（Ⅱ）いずれか	14 円/月	13	上記（Ⅰ）の要件を満たし、褥瘡発生のリスクが高い入居者等については発生がない場合、褥瘡が認められた入居者等については治癒した場合、
排せつ支援加算（Ⅰ）	11 円/月	10	排泄に介助を要する入居者ごとに、要介護状態の軽減の見込みについて評価を行い、その情報を厚生労働省に提出している場合
排せつ支援加算（Ⅱ）	16 円/月	15	上記（Ⅰ）の要件を満たし、入居時に比べ排泄排尿の状態等の悪化がない場合、又はおむつ使用ありから使用なしに改善した場合
排せつ支援加算（Ⅲ）※（Ⅰ）（Ⅱ）（Ⅲ）いずれか	22 円/月	20	上記（Ⅰ）の要件を満たし、入居時に比べ排泄排尿の状態等の悪化がない場合、かつ、おむつ使用ありから使用なしに改善している場合
科学的介護推進体制加算（Ⅰ）	43 円/月	40	入居者毎の ADL 等の心身の状況等に係る基本的な情報を厚生労働省に提出している場合
科学的介護推進体制加算（Ⅱ）※（Ⅰ）（Ⅱ）いずれか	54 円/月	50	上記（Ⅱ）の要件に加え、疾病の状況等を厚生労働省に提出している場合
ADL 維持等加算（Ⅰ）	33 円/月	30	自立支援等に効果的に取り組み、ADL を維持又は改善させるとともに、その情報を厚生労働省に提出している場合
ADL 維持等加算（Ⅱ）※（Ⅰ）（Ⅱ）いずれか	65 円/月	60	上記（Ⅰ）の要件に加え、ADL 値が基準以上に上がった場合
介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）	約 80 円～ 250 円		厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の待遇及び賃金の改善を実施している場合（全加算の 14%）

3、該当する方へ係る加算 <料金> <単位>

初期加算	33 円	30	入居及び 30 日を越えた入院から再入居した場合（30 日を限度に算定）
外泊・入院時加算	264 円	246	入院及び外泊した場合（6 日/月を限度に所定単位数に代えて算定）
安全対策体制加算	22 円	20	外部研修を受けた担当者を中心に安全対策部門を設置し、安全対策体制を確立している場合（入居日のみ算定）
看取り介護加算（Ⅰ）	78 円	72	見取り期の方に対して看取り計画を作成し、それに基づいた看取りケアを実施した場合（亡くなる 31 日前～45 日前まで算定）
	155 円	144	上記と同様（亡くなる 4 日前～30 日前まで算定）
	729 円	680	上記と同様（亡くなる前日～前々日まで定）
	1373 円	1280	上記と同様（亡くなった日のみ算定）
看取り介護加算（Ⅱ）※（Ⅰ）（Ⅱ）いずれか	78 円	72	上記（Ⅰ）の要件に加え、施設内で亡くなった場合（亡くなる 31 日前～45 日前まで算定）
	155 円	144	上記と同様（亡くなる 4 日前～30 日前まで算定）
	837 円	780	上記と同様（亡くなる前日～前々日まで算定）
	1694 円	1580	上記と同様（亡くなった日のみ算定）

療養食加算	7 円/食	6	医師の発行する食事せんに基づき特別食を提供した場合（1 日 3 食を限度）
再入所時栄養連携加算	258 円/月	200	特別食である入居者が再入居する際に、施設の管理栄養士が医療機関等の管理栄養士と連携し栄養管理を行った場合
退所時栄養情報連携加算	75 円/回	70	特別食である入居者が医療機関等に退所する際に、施設の管理栄養士が医療機関等の管理栄養士に情報を提供した場合（1 月につき 1 回を限度）
経口移行加算	30 円	28	経管栄養の入居者に対して、経口移行計画に基づき栄養管理等の支援を行った場合
経口維持加算（Ⅰ）	429 円/月	400	経口から食事を摂取する際に誤嚥が認められる入居者に対し、経口維持計画に基づき、医師等の指示を受けた管理栄養士等が栄養管理を行った場合
経口維持加算（Ⅱ）	108 円/月	100	上記（Ⅰ）の要件に加え、経口による食事の摂取を支援するための観察及び会議等に医師、歯科医師、歯科衛生士、言語聴覚士が加わった場合
口腔衛生管理加算（Ⅰ）	97 円/月	90	歯科医師またはその指示を受けた歯科衛生士が、口腔ケアを月 2 回以上行い、介護職員に対し技術的助言及び指導を行った場合
口腔衛生管理加算（Ⅱ） ※（Ⅰ）（Ⅱ）いずれか	118 円/月	100	上記（Ⅰ）の要件に加え その情報を厚生労働省に提出している場合
自立支援促進加算	301 円/月	280	医師が自立支援計画の策定に参加し、その計画に沿った支援を行うとともにその情報を厚生労働省に提出している場合
新興感染症等施設療養費	258 円	240	新興感染症が発生した際に、相談、診療、入院調整等を行える医療機関等を確保し、感染した入居者等に対し適切な感染対策を行った場合。（月 1 回 5 日まで）
配置医師緊急時対応加算	349 円/回	325 ～	医師が勤務時間外、または、早朝・夜間、深夜に施設を訪問し診療を行った場合（通常の勤務時間外 349 円、早朝・夜間 697 円、深夜 1394 円 /回）
特別通院送迎加算	637 円/月	594	透析が必要な入居者の通院送迎を 1 月に 12 回以上行った場合
退所時情報提供加算	268 円/回	250	入居者が医療機関に退所する際に、その情報を提供した場合（1 回を限度）
退所前訪問相談援助加算	494 円	460	退所前に居宅を訪問し、入所者及びその家族等に対し退所後の居宅サービスについて相談援助を行った場合（1 回を限度）
退所後訪問相談援助加算	494 円	460	退居後 30 日以内に居宅を訪問し、入居者及びその家族に対し、相談援助等を行った場合（1 回を限度）
退所時相談援助加算	429 円	400	退居時に、入居者及びその家族等に対し退居後の居宅サービスについて相談援助を行い、かつ必要な情報提供を行った場合（1 回を限度）
退所前連携加算	536 円	500	退居に先立って、居宅介護支援事業所に対し、居宅サービス等に必要な情報提供を行った場合（1 回を限度）
在宅・入所相互利用加算	43 円	40	在宅生活を継続するため、在宅期間及び入所期間（3 ヶ月を限度）を定めて当該施設の居室を計画的に利用した場合

4、介護保険外で係る費用

居住費	2370 円	光熱水費（基本）、修繕・維持費用等。介護保険負担限度額認定証持参の方は認定証に記載されている料金（第 1 段階：880 円 第 2 段階：880 円 第 3 段階：1,370 円）
食費	1890 円	介護保険負担限度額認定証持参の方は認定証に記載されている料金（第 1 段階：300 円 第 2 段階：390 円 第 3 段階：①650 円 ②1360 円）
金銭管理費	35 円	本人または家族の事情にて施設で金銭等を管理する場合にかかる費用
日常生活費	実費	業者委託。日用品のリース代としてかかる費用。
電気使用料	実費	電化製品のワット数を元に 1 日の消費電力を算出し、段階に当てはめて計算
趣向的活動費	実費	レクリエーションやクラブにおいての講師代や物品購入代
理美容費	実費	業者委託。カット、顔そり等 メニューにより料金が変わります

医療費	実費	受診代 薬代等。
特別行事費	実費	外出やイベントなど、特別な行事を提供する時の費用。
居室管理費	950 円	外泊入院時時加算算定以後から徴収。＊短期入所に使用した場合は徴収しません
複写費	10 円/枚	コピー1 枚あたりの費用
写真代	実費	写真現像にかかる1 枚あたりの費用
家族宿泊費	300 円	看取りケア中の入居者のご家族が宿泊した時にかかる費用

上記内訳をもとに1 か月（30 日）におおよそかかる費用

医療費・クラブ・日常生活費・理美容・特別食費等を含めた生活費として約 1 万円余剰しています

※介護保険負担限度額認定証をお持ちの方は、下記金額から 2 段階の方で約 9 万円、3 段階の方で約 4.5 万円控除されます。

1 割負担の方

要介護 1：167,000 円 要介護 2：169,000 円 要介護 3：172,000 円 要介護 4：174,000 円 要介護 5：176,000 円

2 割負担の方

要介護 1：203,000 円 要介護 2：207,000 円 要介護 3：212,000 円 要介護 4：216,000 円 要介護 5：220,000 円

3 割負担の方

要介護 1：239,000 円 要介護 2：245,000 円 要介護 3：253,000 円 要介護 4：259,000 円 要介護 5：265,000 円

令和 年 月 日

上記内容について確認しました。

（ご利用者）

氏名

（署名代行者）

氏名